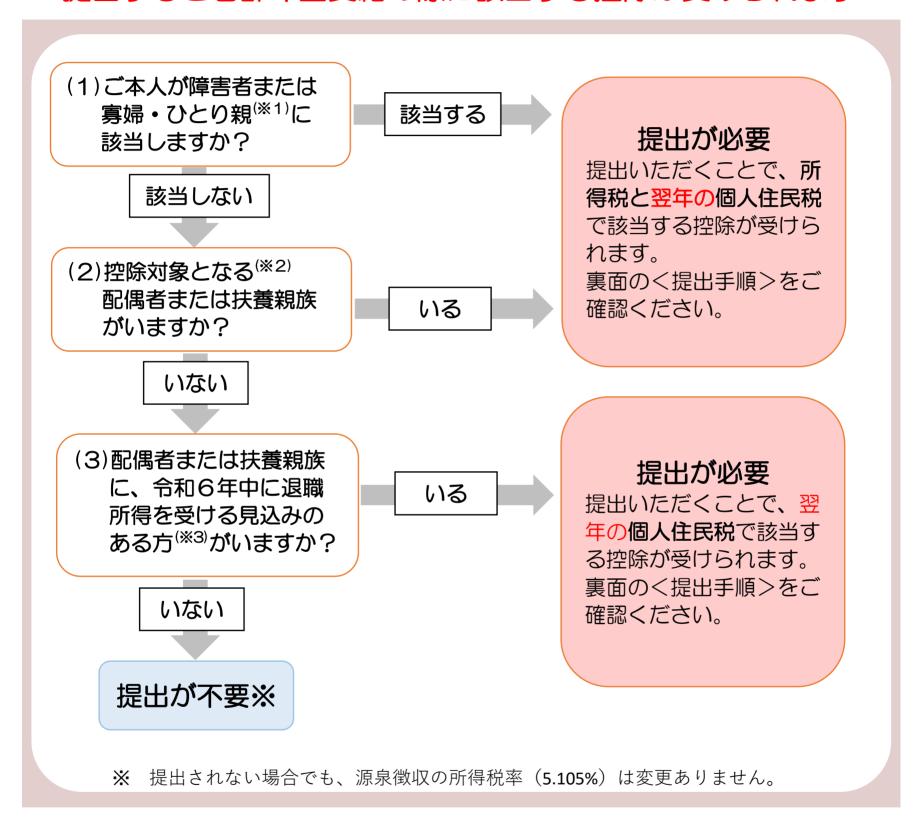
## 大切なお知らせ

# 扶養親族等申告書の提出をお願いします

下記の図で提出が必要かご判断ください

提出すると老齢年金受給の際に該当する控除が受けられます



※1:障害者、寡婦・ひとり親の要件については、同封の手引き3ページをご覧ください。

※2:退職所得を含めた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※3:退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

控除対象の条件等について、詳しくは同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください。

## 大切なお知らせ(裏面)

### <提出手順>

確認

申告書にあらかじめ記載されている配偶者・扶養親族等に変更・追加があるかをご確認ください。



#### 変更・追加がない場合

「変更なし」の口に / をしたうえで、提出年月日、ご本人の氏名、 電話番号を記入



#### 変更・追加がある場合

「変更あり」の口に✔をしたうえで、同封の「手引き」を参照し、 記載内容を訂正・追加



投函

申告書を返信用封筒に入れて切手を貼り、ポストに投函してください。 (マイナンバーが確認できる書類の添付は不要です)

※申告書にマイナンバーの記入がない場合でも、記入がないことのみを理由に申告書を受理しないことは ありません。